

暗号資産を新たなアセットクラスに ～暗号資産に関する制度改革案の概要～ (案)

2025年3月

自由民主党デジタル社会推進本部

web3WG

本提言の背景

暗号資産に投資する国民が大きく増加している現状を踏まえ、暗号資産への投資が国民の資産形成に資するように暗号資産に関する法制度及び税制を見直す必要があるとの議論が高まっている。そこで、どのような見直しが望ましいのかについて、本WGでは議論を重ねており、その議論の現状について報告する。

自民党緊急提言の要旨

- ・ 2024年10月末時点において、暗号資産口座の開設数は1,100万口座を超え、利用者預託金は2.9兆円に達している。2005年にFX取引が旧金融先物取引法の対象とされた当時の状況（2007年当時約80万口座）と比べても、多くの国民が暗号資産を投資対象として取引していることが伺える。
- ・ **2024年12月20日に公表された与党税制改正大綱において示されたとおり、暗号資産について必要な法整備を行うなどした上で、税制上も他の金融商品と同様に分離課税の対象にするべき。**
- ・ アメリカをはじめ、海外ではキャピタルゲインとして日本より低い税率での課税が主流。**国際競争力の確保の観点から、税制上の乖離を解消するべき。**

暗号資産に関する制度改正案の考え方

広く国民の資産形成に資する資産として暗号資産に投資をしてもらう為には、以下が重要

1. 市場の健全な発展
2. 投資家保護
3. 分離課税

- ・ 左記の観点から代表的な投資資産である有価証券に対する規制の考え方を参考にする。但し、**暗号資産は有価証券とは大きく異なる特性を有する為、有価証券とは別に「暗号資産」として金商法に位置づける。**
- ・ 市場の健全な発展と投資家保護の為には、**情報が発行体など特定の関係者だけに偏在せず、一般投資家にも十分に伝わることが重要。**よって、暗号資産に関する情報の提供ルールを暗号資産の特性に応じた形で整備すべき。
- ・ なお、本見直しにおいては、資金決済法上の暗号資産を対象とし、現在、暗号資産として規制されていないNFT等その他のトークンは対象としていない。

発行体に係る規制

暗号資産に対する現行法及び自主規制

- 新規発行
 - 発行体であるか交換業者であるかに関わらず投資家に対して販売した者は、業登録を要し、情報提供義務を負う
- 発行済暗号資産の売買等(リスティング)
 - 発行体は開示義務を負わず、交換業者が情報提供義務を負う
- 発行体に対するインサイダー取引規制なし

新制度案の考え方

- 新規発行(有償に限る)
 - 公募(IEO等)
 - **発行体は開示義務を負う**
※特定の発行体がない場合は開示義務の対象外
 - **発行体は業登録不要**
 - 私募(プロ向け / 少人数向け)
 - 発行体は開示義務を負わない
 - **発行体は業登録不要**
- 発行済暗号資産の売買等(リスティング)
 - 発行体は開示義務を負わない
 - 交換業者は情報提供義務を負う
- **発行体に対するインサイダー取引規制あり**

参考：現在の金融商品取引法における規律（一項有価証券の場合）

- 新規発行
 - 公募
 - 募集／売出しをする場合、発行体は開示義務を負う
 - 発行体は業登録不要
 - 私募
 - 発行体は開示義務を負わず、業登録も不要
- 発行済有価証券の売買等
 - 発行体は証券取引所以外で有価証券を譲渡する場合は開示義務を負う
- 発行体に対するインサイダー取引規制あり

交換業者等のサービス提供者に関する規制

暗号資産に対する現行法及び自主規制

- 交換業者への規制
 - 暗号資産の売買等のサービスを投資家に提供する場合、交換業登録必要
 - 暗号資産の保管・管理は交換業登録必要
 - 兼業規制は存在しない
 - 最低資本金1,000万円が必要
 - 自主規制上の自己資本規制比率適用
- 投資アドバイザー、ファンド運用者
 - 規制無し

新制度案の考え方

- 交換業者への規制
 - 暗号資産の売買等のサービスを投資家に提供する場合、交換業登録必要
 - 証券取引所及びPTS(私設取引所)には該当しない
 - 暗号資産の保管・管理は交換業に該当
 - 兼業規制は導入しない
 - **最低資本金額の増額**
 - **法律上の自己資本規制比率適用**
- **投資アドバイザー、ファンド運用業登録(新設)必要**

参考：現在の金融商品取引法における規律（一項有価証券の場合）

- 一種金商業者への規制
 - 有価証券の売買等のサービスを投資家に提供する場合、金融商品取引業に該当
 - オンライン売買プラットフォームは証券取引所又はPTS(私設取引所)に該当
 - 有価証券の保管・管理のみの提供は、金融商品取引業に該当しない
 - 兼業規制あり
 - 最低資本金5,000万円が必要
 - 自己資本規制比率の対象
- 有価証券の投資アドバイザー、ファンド運用
 - それぞれ投資助言・代理業、投資運用業に該当

投資家に係る規制

暗号資産に対する現行法及び自主規制

- 相場操縦・風説の流布・不正行為等の禁止
- インサイダー取引規制なし(交換業者の役員のみあり)
- 個人の税制における総合課税

新制度案の考え方

- 相場操縦・風説の流布・不正行為等の禁止
- インサイダー取引規制の適用(但し暗号資産取引の特性に応じた内容とする)
- 個人の税制における分離課税

参考：現在の金融商品取引法における規律（一項有価証券の場合）

- 相場操縦・風説の流布・不正行為等の禁止
- インサイダー取引規制の適用
- 個人の税制における分離課税

暗号資産に関する新制度案の考え方のまとめ

発行体

- 新規発行
 - 公募：開示義務あり / 業登録不要
 - 私募：開示義務なし / 業登録不要
- 発行済暗号資産の売買
 - 開示義務なし / 業登録不要
- インサイダー取引規制適用

交換業者等のサービス提供者

- 交換業者
 - 業登録必要 / PTS認可・登録不要 / 自己資本規制比率適用
- 投資アドバイザー
 - 業登録必要
- ファンド運用者
 - 業登録必要

投資家

- 相場操縦・風説の流布・不正行為等の禁止
- インサイダー取引規制適用
- 分離課税

DEX / DeFi

- 今後の検討課題

(赤：規制整備 / 緑：規制緩和)

新制度案に対するご意見・ご提案はこちらへ

募集期間：2025年3月6日～3月31日

<https://forms.gle/pAaFRH52qqBBbAbM6>

